

海上運送法（抄）

（昭和二十四年法律第百八十七号）

第五章の二 外航船舶の確保等

（外航船舶確保等基本方針）

第三十九条 国土交通大臣は、前二章に定めるもののほか、安定的な国際海上輸送（本邦と外国との間において行われる海上輸送をいう。以下同じ。）の確保に資するため、対外船舶貸渡業を営む者若しくは対外船舶運航事業者又は日本の法令により設立された法人であつて、その子会社が日本船舶以外の船舶を所有し、及び当該船舶について対外船舶運航事業者への貸渡しをするもの（次項第三号並びに第三十九条の六第一項及び第二項において「関係親法人」という。）の当該子会社による外航船舶（対外船舶運航事業の用に供する船舶をいう。次条第二項第一号から第三号まで、第三項第二号及び第四項第四号並びに第三十九条の六において同じ。）の導入及び確保（以下「外航船舶の確保等」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下この条及び次条第四項第一号において「外航船舶確保等基本方針」という。）を定めるものとする。

2 外航船舶確保等基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 外航船舶の確保等の意義及び目標に関する事項

二 外航船舶の確保等のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 本邦対外船舶運航事業者等（日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人である対外船舶運航事業者及び当該対外船舶運航事業者と国土交通省令で定める密接な関係を有する者をいう。次条第二項第三号において同じ。）による安定的な国際海上輸送を確保するために対外船舶貸渡業者等（対外船舶貸渡業を営む者、対外船舶運航事業者又は関係親法人をいう。以下同じ。）が講ずべき措置に関する基本的な事項

四 次条第一項に規定する外航船舶確保等計画の同条第四項の認定に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、外航船舶の確保等のために必要な事項

3 外航船舶確保等基本方針は、対外船舶貸渡業者等の競争力の確保を考慮して定めるものとする。

4 外航船舶確保等基本方針は、日本船舶・船員確保基本方針と整合性のとれたものでなければならない。

5 国土交通大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、外航船舶確保等基本方針を変更するものとする。

6 国土交通大臣は、外航船舶確保等基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（外航船舶確保等計画）

第三十九条の二 対外船舶貸渡業者等は、国土交通省令で定めるところにより、単独で又は共同で、外航船舶の確保等についての計画（以下「外航船舶確保等計画」という。）を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 外航船舶確保等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 導入する外航船舶の隻数その他外航船舶の確保等の目標

- 二 特定外航船舶(造船法(昭和二十五年法律第二百二十九号)第十一条第一項の事業基盤強化計画の認定を受けた同法第十条第二項に規定する造船等事業者(以下「認定事業基盤強化事業者」という。))が製造する外航船舶(船体、船舶用機関若しくは艀装品又はこれらの部分品若しくは附属品のうち国土交通省令で定めるものについて、認定事業基盤強化事業者が製造したものをを用いるものに限る。)をいう。第四項第四号において同じ。)の導入その他外航船舶の確保等の内容
- 三 本邦対外船舶運航事業者等への外航船舶の貸渡しの内容
- 四 計画期間
- 五 外航船舶の確保等の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
- 3 外航船舶確保等計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。
- 一 第三十三条において準用する第二十条第一項の規定による届出に係る行為に関する事項
- 二 第三十九条の十一第一項の認定を受けようとする外航船舶の研究開発、製造及び導入に関する同条第二項各号に掲げる事項
- 4 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その外航船舶確保等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 外航船舶確保等基本方針に適合すること。
- 二 確実かつ効果的に実施されると見込まれるものであること。
- 三 計画期間が国土交通省令で定める期間であること。
- 四 計画期間において導入する外航船舶の隻数が国土交通省令で定める隻数以上であり、かつ、当該外航船舶に占める特定外航船舶の割合が国土交通省令で定める割合以上であること。
- 五 外航船舶確保等計画に前項第二号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が第三十九条の十一第四項各号のいずれにも適合すること。
- 5 前項の認定を受けた対外船舶貸渡業者等(以下「認定対外船舶貸渡業者等」という。)は、当該認定に係る外航船舶確保等計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認定を受けなければならない。
- 6 第四項の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。
- (船舶貸渡業に関する特例)

第三十九条の三 対外船舶貸渡業者等が、前条第三項第一号に掲げる事項が記載された外航船舶確保等計画について、同条第四項の認定(同条第五項の規定による変更の認定を含む。次条及び第三十九条の五において同じ。)を受けたときは、第三十三条において準用する第二十条第一項の規定による届出があつたものとみなす。

(先進船舶導入等計画の認定の特例)

第三十九条の四 対外船舶貸渡業者等が、第三十九条の二第三項第二号に掲げる事項が記載された外航船舶確保等計画について、同条第四項の認定を受けたときは、当該外航

船舶確保等計画(同号に掲げる事項に係る部分に限る。)について第三十九条の十一第四項の認定があつたものとみなす。

(助言等)

第三十九条の五 国は、認定対外船舶貸渡業者等が第三十九条の二第四項の認定を受けた外航船舶確保等計画(以下「認定外航船舶確保等計画」という。)に従つて外航船舶の確保等を行うために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(外航船舶の譲渡等の届出)

第三十九条の六 認定対外船舶貸渡業者等は、対外船舶貸渡業を営む者又は対外船舶運航事業者にあつてはその所有する外航船舶(認定外航船舶確保等計画に係るものに限る。以下この条において同じ。)を譲渡するとき、関係親法人にあつてはその子会社が所有する外航船舶を当該子会社が譲渡するときには、その日の二十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 認定対外船舶貸渡業者等である関係親法人は、外航船舶を所有する子会社が子会社でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る外航船舶が、第三十七条の三第一項又は第四十四条の二の規定による届出をしなければならないものであるときは、これらの規定による届出をすることを要しない。

(勧告及び認定の取消し)

第三十九条の七 国土交通大臣は、認定対外船舶貸渡業者等が正当な理由がなく、認定外航船舶確保等計画に従つて外航船舶の確保等を行つておらず、又は行わないおそれがあると認めるときは、当該認定対外船舶貸渡業者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けた認定対外船舶貸渡業者等が当該勧告に従い必要な措置を講じなかつたときは、その認定を取り消すことができる。

(関係者の協力)

第三十九条の八 国土交通大臣、認定対外船舶貸渡業者等及びその組織する団体は、認定外航船舶確保等計画に従つてする外航船舶の確保等に関し相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第三十九条の九 国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、認定対外船舶貸渡業者等に対して、認定外航船舶確保等計画の実施状況について報告をさせ、又はその職員に、認定対外船舶貸渡業者等の事業場若しくは事務所に立ち入り、認定外航船舶確保等計画に係る船舶、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第三十二条の四十一第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

海上運送法施行規則（抄）
（昭和二十四年運輸省令第四十九号）

第五章の二 外航船舶の確保等

（日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人である対外船舶運航事業者と密接な関係を有する者）

第四十二条の七 法第三十九条第二項第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する者は、日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人である対外船舶運航事業者の子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。第四十二条の七の六第二項及び第四十二条の十八において同じ。）及び関連会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十一号に規定する関連会社をいう。第四十二条の七の六第二項において同じ。）とする。

（外航船舶確保等計画の認定の申請）

第四十二条の七の二 法第三十九条の二第一項の規定により外航船舶確保等計画の認定を申請しようとする者は、第二十四号様式による申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 既存の法人にあつては、次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

ハ 計画期間開始の日における船舶の保有状況を示す書類

ニ 株主名簿又はこれに類する書類

二 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄付行為の謄本

ロ 株式の引受け、出資又は財産の寄付の状況又は見込みを記載した書類

三 個人にあつては、次に掲げる書類

イ 戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し

ロ 資産調書

ハ 計画期間開始の日における船舶の保有状況を示す書類

3 第一項の場合において、法第三十九条の三の規定の適用を受けようとするときは、前二項に規定する書類のほか、開始した船舶貸渡業の概要を記載した書類を添付するものとする。

4 第一項の場合において、法第三十九条の四の規定の適用を受けようとするときは、同項及び第二項に規定する書類のほか、第四十二条の九第二項に規定する書類（第二項に規定する書類を除く。）を添付するものとする。

5 第一項の場合において、法第三十九条の四の規定により法第三十九条の十二及び法第三十九条の十三の規定のうち第四十二条の九第三項の表の上欄に掲げる規定に係る部分の規定の適用を受けようとするときは、第一項及び第二項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類（同項に規定する書類を除く。）をそれぞれ添付するものとする。

(船体、船舶用機関若しくは^ぎ艀装品又はこれらの部分品若しくは附属品のうち国土交通省令で定めるもの)

第四十二条の七の三 法第三十九条の二第二項第二号の船体、船舶用機関若しくは^ぎ艀装品又はこれらの部分品若しくは附属品のうち国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 主機
- 二 音響測深機
- 三 プロペラ

(認定の通知)

第四十二条の七の四 国土交通大臣は、法第三十九条の二第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定により外航船舶確保等計画の認定をしたときは、速やかに、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項の通知は、第二十五号様式による認定通知書により行うものとする。

(計画期間)

第四十二条の七の五 法第三十九条の二第四項第三号の国土交通省令で定める期間は、五年とする。

(計画期間において導入する外航船舶の隻数)

第四十二条の七の六 法第三十九条の二第四項第四号の国土交通省令で定める外航船舶の隻数は、当該対外船舶貸渡業者等の計画期間開始の日における外航船舶の隻数に百分の二十五を乗じて得た隻数とする。

2 計画期間において導入する外航船舶のうち、次に掲げる者から取得する船舶であつて、製造の後事業の用に供されたことのないもの以外の船舶に該当するものがある場合における法第三十九条の二第四項第四号に規定する計画期間において導入する外航船舶の隻数は、当該船舶に該当する外航船舶の隻数を含まないものとする。

- 一 申請者の子会社等又は関連会社
- 二 申請者の親会社等(会社法第二条第四号の二に規定する親会社等をいう。)又はその子会社等若しくは関連会社

(計画期間において導入する外航船舶に占める特定外航船舶の割合)

第四十二条の七の七 法第三十九条の二第四項第四号の国土交通省令で定める特定外航船舶の割合は、百分の七十とする。

2 計画期間において導入する外航船舶のうち、製造の後事業の用に供されたことのないもの以外の船舶に該当するものがある場合における法第三十九条の二第四項第四号に規定する計画期間において導入する外航船舶に占める特定外航船舶の割合は、当該船舶に該当する外航船舶を含まないものとして計算するものとする。

(外航船舶確保等計画の変更の認定申請)

第四十二条の七の八 法第三十九条の二第五項の規定により外航船舶確保等計画の変更の認定を申請しようとする者は、第二十六号様式による申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

- 2 前項の申請書には、当該外航船舶確保等計画の変更が第四十二条の七の二第二項各号に掲げる書類の変更を伴う場合にあっては、当該変更後の書類を添付するものとする。
- 3 第四十二条の七の二第三項から第五項までの規定は、第一項の場合について準用する。

(特定外航船舶の確認)

第四十二条の七の九 認定対外船舶貸渡業者等は、認定外航船舶確保等計画の計画期間において導入した外航船舶が特定外航船舶に該当することについて、国土交通大臣の確認を受けることができる。

- 2 前項の確認を受けようとする認定対外船舶貸渡業者等は、次に掲げる事項を記載した特定外航船舶確認申請書を国土交通大臣に提出するものとする。
 - 一 確認を受けようとする者の住所及び氏名
 - 二 確認を受けようとする外航船舶の明細
- 3 前項の特定外航船舶確認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 特定外航船舶に該当する旨の認定事業基盤強化事業者が発行する証明書
 - 二 対外船舶運航事業者との貸渡しに関する契約書の写し又は当該認定対外船舶貸渡業者等が自らの対外船舶運航事業の用に供することを証する書類
- 4 国土交通大臣は、第二項の特定外航船舶確認申請書に記載された外航船舶が認定外航船舶確保等計画に従つて導入された特定外航船舶に該当することを確認したときは、速やかに、当該認定対外船舶貸渡業者等に対し、当該特定外航船舶の対外船舶運航事業者への貸渡しの状況を記載した確認証を交付するものとする。

(外航船舶の譲渡の届出)

第四十二条の七の十 法第三十九条の六第一項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航船舶譲渡等届出書を国土交通大臣に提出するものとする。

- 一 譲渡人及び譲受人の住所及び氏名並びに国籍
 - 二 譲渡に係る外航船舶の明細(第九号様式による。)
 - 三 譲渡に係る外航船舶が第四十三条第二項の確認を受けている場合にあっては、その旨及び確認を受けた年月日
 - 四 譲渡の予定期日
 - 五 譲渡を必要とする理由
- 2 前項の外航船舶譲渡等届出書には、譲渡契約書の写しを添付するものとする。

(報告)

第四十二条の七の十一 法第三十九条の九第一項の規定による報告は、第二十七号様式による報告書を、計画期間に係る事業年度ごとに作成し、毎事業年度終了後一月以内に国土交通大臣に提出することにより行うものとする。

- 2 前項の報告書には、事業年度の末日における船舶の保有状況を示す書類を添付するものとする。